

ご意見	市の考え方（回答）
<p>今回の改正案に賛成致します。 早急の条例改正をお願い致します。</p>	<p>本年12月議会にて審議していただく 予定です。</p>
<p>条例改正(案)説明資料3.の他市の駐 車場管理に関する条例で熊本市を挙げ ていますが、該当の記載箇所を見つける ことができませんでした。 次回から、参考として条例の箇所を明 記していただきたいです。</p>	<p>熊本市営駐車場条例第9条（駐車の拒 否）の部分になります。 次回から条例の箇所を明記いたしま す。</p>
<p>他市の条例には、料金の不徴収や減免 の記載があります。 主に緊急車両についての記載です。 今回の改正後で構いませんので、北本 市の市営駐車場条例にも必要か否か検 討していただきたいです。 参考： 北斗市営駐車場条例 第8条 熊本市営駐車場条例 第6条 神戸市立路外駐車場条例 第8条 能美市営駐車場条例 第7条 小山市営自動車駐車場の設置等に関す る条例 第6条</p>	<p>当市の市営駐車場は、東口・西口とも に、精算機に現金を投入して駐車料金を 支払うことでフラップが下がり、出庫が 可能となる仕様のため、管理人も常駐し ていないことから、現状では不徴収や減 免の取扱いが困難な状況です。 実施には、管理委託契約の変更や精算 機器の変更などが必要になることが考え られますので、緊急車両等の利用状況も 踏まえた上で、今後検討してまいります。</p>